



2025 年 10 月 29 日

各 位

会 社 名 富士ユナイトホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 川崎 靖弘
(コード番号: 416A 東証スタンダード)
問合せ先 総 務 部 長 荒川 真二
(TEL. 03-6849-8825)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025 年 10 月 29 日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025 年 11 月 27 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 11,312 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 1,180 円
(4) 処 分 価 額 の 総 額	13,348,160 円
(5) 処 分 予 定 先	当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） 3 名 11,312 株

2. 処分の目的及び理由

2025 年 6 月 27 日開催の株式移転前の富士興産株式会社の定時株主総会において、当社成立の日から最初の定時株主総会の時までの期間の当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対する報酬として、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした、譲渡制限付株式を付与すること及び譲渡制限付株式取得に関する報酬として対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額を年額 3,000 万円以内とすることについて、ご承認をいただいております。なお、同株主総会において、譲渡制限付株式報酬以外の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額を年額 2 億円以内とすることについてもご承認をいただいております。

本日、当社取締役会の決議により、対象取締役 3 名に対し金銭報酬債権合計 13,348,160 円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）を支給し、対象取締役が本金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により給付することにより譲渡制限付株式として当社普通株式 11,312 株を割り当てることといたしま

した。対象取締役に対する金銭報酬債権の額は、役位、職責等を総合的に勘案して決定しております。また、本金銭報酬債権は、対象取締役が当社との間で、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 本割当契約の概要

① 譲渡制限期間 2025年11月27日から当社の取締役の地位を退任するまでの期間

上記に定める譲渡制限期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）において、対象取締役は割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとします（以下「譲渡制限」といいます。）。

② 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社成立の日から翌年の定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間」といいます。）、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。但し、対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、本役務提供期間中において上記の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとします。

③ 譲渡制限付株式の無償取得

本割当株式のうち本割当契約の概要①の本譲渡制限期間が満了した時点において本割当契約の概要②の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

⑤ 本割当株式の管理

当社は、本割当株式が本譲渡制限期間中の譲渡、譲渡担保権の設定その他の処分をすることができないよう、対象取締役は当社が予め指定する金融商品取引業者（三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）に専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、当該口座にて管理いたします。

4. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年10月28日（当社取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,180円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上